

奈良県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第七十五号

奈良県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の

一部を改正する条例

奈良県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例（平成二十年三月奈良県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「第二十四条の二第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。